

ごみの焼却（野焼き）の禁止

野焼きの苦情が多く寄せられています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、原則として廃棄物（ごみ）の焼却を禁止しています。

【具体例】

家庭から出たごみ、家庭で剪定した枝や木などは違反です！

違反した場合は、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金**という罰則があります。



農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却など、農林業を営むためにやむを得ず行う焼却の場合でも、次のことを必ず守ってください！ただし、ご近所から苦情が出た場合は直ちに中止してください。

- ① 煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量（苦情が出ない量）にとどめる
- ② 風向きや強さ、時間帯を考慮する
- ③ 植物はよく乾かして煙の発生量を抑える
- ④ ご近所にひと声かける
- ⑤ 1回の燃やす時間を短時間にとどめる